

各 種 手 続 き

<学用品費等の援助を受けるとき>

経済的な理由によって、就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学校で必要な学用品費等の費用の一部を援助します。

○援助の対象となる方

- (1)生活保護世帯の方
- (2)これまで生活保護を受けていたが、最近廃止又は停止になった方
- (3)収入の程度から判断して援助が必要と認められる方

○援助を受けることができる費用

- (1)学用品費
- (2)校外活動費
- (3)体育実技用具費
- (4)新入学児童生徒学用品費
- (5)修学旅行費
- (6)クラブ活動費
- (7)生徒会費
- (8)PTA会費
- (9)医療費
- (10)学校給食費

○申請手続き

学校を經由して教育委員会に申請することになります。各学校に相談の上、申請書に必要な書類を添えて提出してください。